

# 医療法人社団松和会 介護老人保健施設ききょう苑運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (主旨)

#### 第1条

この規定は、医療法人社団松和会が開設する介護老人保健施設ききょう苑（以下「施設」という。）入所利用に係る、運営管理に必要な事項を介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）、その関係法令及び神奈川県条例の基準原理に基づき定める。

### (目的)

#### 第2条

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第3条

施設は、第2条の目的を達成するために次のことを方針として運営されるものとする。

- (1) 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を連携して行ない、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、居宅における生活への復帰を目指す。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスに努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第2章 職員の員数、職種及び職務内容

### (施設の名称及び所在地)

#### 第4条

当施設の名称所在地等は次の通りとする。

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 施設名   | 介護老人保健施設 ききょう苑                |
| (2) 開設年月日 | 平成12年11月1日                    |
| (3) 所在地   | 神奈川県伊勢原市沼目6-1237              |
| (4) 電話番号  | 0463-92-8101 FAX 0463-92-8107 |

- (5) 管理者 小澤 明  
(6) 介護保険事業所番号 1454080016

(職員の職種、員数)

#### 第5条

業務に従事する職員は、次のとおりとする。

(換算数) (人員)

(1) 管理者 (兼医師)	1. 0名	(1名)	(通所・訪問リハビリ兼務)
(2) 看護職	8. 7名	(10名)	
(3) 介護職	22. 4名	(24名)	
(4) 支援相談員	2. 8名	(3名)	
(5) 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	3. 6名	(13名)	(通所・訪問リハビリ兼務)
(6) 事務職員	3. 0名	(3名)	
(7) 管理栄養士	1. 6名	(2名)	
(8) 薬剤師	0. 2名	(1名)	
(9) 介護支援専門員	1. 0名	(1名)	

(職務の内容)

#### 第6条

職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師は、施設入所者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- (3) 看護職は、医師の指示を受け入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (4) 介護職は、医師の指示を受け入所者の日常生活全般に渡る介護業務を行う。
- (5) 支援相談員は、入所者・家族等の支援相談業務を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示を受け入所者等に対する機能訓練業務を行う。
- (7) 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
- (8) 栄養士は、医師の指示を受け栄養、給食業務を行う。
- (9) 薬剤師は、医師の指示を受け薬剤の管理業務を行う。
- (10) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

### 第3章 入所定員、施設サービス内容

(内容、手続の説明及び同意)

#### 第7条

施設はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又は扶養者に対し、本規程の概要、

従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

#### 第8条

- (1) 施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するもとする。
- (2) 施設は前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して施設サービスを提供するように努めなければならない。

(定員)

#### 第9条

施設の入所定員は、75名(75床)とする。

(勤務体制の確保)

#### 第10条

施設は、次のとおり勤務体制を確保する。

- (1) 施設は、入所者に対し適切な施設療養その他のサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなくてはならない。
- (2) 施設は、当該施設の職員によって施設療養を提供しなければならない。
- (3) 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保し研鑽に努めなければならない。

(入所判定委員会)

#### 第11条

施設には、入退所判定委員会を置く。

- (1) 判定委員会は、医師・支援相談員・介護支援専門員・看護師・介護士・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士・管理栄養士、で構成する。
- (2) 判定基準は別に定める。

(定員の遵守)

#### 第12条

施設は療養室に定員を超えて入所させてはならない。又療養室以外に入所させてはならない。

(入退所)

#### 第13条

施設は、入退所に関して次のとおり定める。

- (1) 施設は、要介護状態と認定された入所申込者に対し、その身体の状態及び病状に照らし、

施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者を施設に入所させるものとする。

- (2) 施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。
- (3) 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の病歴・家庭状況等の把握に努めなければならない。
- (4) 施設は、入所申込者の病状が重いため施設への入所が不適当であると認めた場合には適当な病院又は診療所を紹介しなければならない。
- (5) 施設は、入所者の身体の状況及び病状に照らし、定期的（3ヶ月以内）に入所の継続の要否を判定しなければならない。
- (6) 施設は、入所者の退所に際しては、本人及び扶養者に対する適切な指導を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報の提供、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービス等を提供するものとの連携に努めなければならない。
- (7) 施設は、入退所の判定にあたって入退所判定委員会の協議により対応しなければならない。
- (8) 次の場合には、退所の措置をする。
  - ①入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
  - ②当施設において定期的に実施される入退所判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合。
  - ③入所者及び扶養者から退所の申出があった場合。
  - ④入所者に病気治療の必要が生じた場合。
  - ⑤入所者及び扶養者が当施設の職員又は他の入所者等に対して利用が困難となるほどの背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - ⑥入所者及び扶養者が利用料その他費用を定められた期日までに納入せず、その支払いを督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合。
  - ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。
- (9) 管理者は、入所者が決められた規律に従わない、又は禁止行為を行い共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示・指導を行い、さらにそれに従わないときには、入退所判定委員会の協議を経て退所させることができる。

（要介護認定の申請に係る援助）

#### 第14条

- (1) 施設は入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- (2) 施設は要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録)

第 15 条

入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料金)

第 16 条

入所者及び扶養者は、連帶して当施設に対し、介護老人保健施設サービスの 対価として、別に定める料金表（別紙 1）により月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負う。

(1) 支払方法

施設は入所者もしくは扶養者へ前月分の請求書及び明細書を 10 日までに送付する。支払方法は、原則として毎月 28 日に口座引き落としとする。

(施設サービス計画の作成)

第 17 条

施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を下記の通り担当させるものとする。

(1) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(2) 計画担当介護支援専門員は、入所者及び扶養者の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を別書式に基づき作成しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 18 条

施設は、入所者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該入所者等の居住地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に次の事を通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービスの取扱方針)

## 第 19 条

施設のサービスは入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その療養を妥当適切に次の事を行わなければならない。

- (1) 施設のサービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- (2) 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及び扶養者に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (3) 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (4) 施設は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(身体の拘束)

## 第 20 条

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策)

## 第 21 条

当施設は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めて、その発生を防止するための体制を整備する。

(診療の方針)

## 第 22 条

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般の医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断をもととし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項理解しやすいように指導を行う。
- (3) 診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- (4) 常に入所者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め利用者及び扶養者に対し、適切な指導を行う。
- (5) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし妥当適切に行う。

- (6) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。
- (7) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者等に使用し、または処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

#### 第 23 条

- (1) 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等、診療について適切な措置を講じなければならない。
- (2) 施設の医師は、みだりに往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- (3) 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- (4) 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所から当該入所者の診療上必要な情報提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

#### 第 24 条

施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等、必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

#### 第 25 条

- (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状、心身の状況に応じ、適切な技術を持って行わなくてはならない。
- (2) 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- (3) 施設は入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- (5) 施設は前各号に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- (6) 施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事等)

第 26 条

施設は、入所者に対して次のことを行う。

- (1) 入所者の食事は、施設利用中の食事は特段の事情が無い限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。栄養並びに入所者の身体の状況・病状及び嗜好を考慮した内容としているため食事内容を管理、決定できる権限を委任いただくこととする。

食事の提供時間は次のとおりとする。

朝食 8：00～9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

- (2) 入所者の食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 27 条

施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者及び扶養者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならぬ。

(その他のサービスの提供)

第 28 条

- (1) 施設は、適宜入所者のためのレクリエーションや行事を行うよう努めるものとする。
- (2) 施設は常に入所者の家族との連携を図ると共に入所者とその家族との交流の機会を確保するように努めなければならない。

(衛生管理等)

第 29 条

- (1) 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- (2) 施設は施設において感染症が発生又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(職員の会議、研修)

第 30 条

- (1) 管理者他入所者の処遇に関するすべての職員は、定期的に会議を開き、職員の統一や伝達及び入所者の正確な把握、問題点・課題に対する討議を行うことにより、入所者の処遇の向上に努めなければならない。
- (2) 管理者他入所者の処遇に関するすべての職員は、入所者処遇向上のため研修等に積極的に

参加し職務遂行能力の水準を維持し、向上させるよう努めなければならない。

(掲示)

#### 第31条

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

### 第4章 入所者の守るべき規律

(規律の遵守)

#### 第32条

入所者は施設内で次のことを守らなくてはならない。

- (1) 入所者は、施設管理者・医師・支援相談員・介護支援専門員・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 入所者が、外出又は外泊しようとするときは、施設に届け出なければならない。
- (3) 入所者は、施設の清潔・整頓・その他環境衛生保持のため、施設に協力しなければならない。
- (4) 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。

(施設内の禁止行為)

#### 第33条

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- (2) 口論、泥酔など他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設内で喫煙すること。
- (4) 故意に施設もしくは物品を破損し施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は品物によって賭け事をすること。
- (6) 施設内の秩序を乱し、安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置を変え、形状を変えること。

### 第5章 非常災害対策

(防火管理者)

#### 第34条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 施設管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、防火管理者を指名し、施設に合った消防計画を立てる。
- (2) 消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を計り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。

(避難訓練等)

#### 第 35 条

- (1) 防火管理者は消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育を徹底する。
- (2) 消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年 2 回以上実施する。又その内 1 回は、夜間を想定した訓練を実施する。
- (3) 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。

(非常食)

#### 第 36 条

非常時の非常食備蓄は、入所者・職員の 3 日分の食料を安全な場所に保管しておく。非常食の内容は別に消防計画に定める。

### 第 6 章 その他施設の管理に関する事項

(地域との連携)

#### 第 37 条

施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

#### 第 38 条

- (1) 施設は入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 施設は入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(協力病院)

#### 第 39 条

施設は、入所者の病状の急変等に対応するため、次の医療機関及び歯科医療機関と協力契約を締結する。

協力医療機関

- ・東海大学付属病院

協力歯科医療機関  
・あやめ歯科医院

(秘密保持等)

第 40 条

- (1) 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者及び扶養者の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 施設は従業者の退職後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者及び扶養者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 施設は、居宅介護支援事業者に対して入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 41 条

- (1) 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第 42 条

施設は、提供した施設サービスに関する入所者及び扶養者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

○苦情受付窓口（担当者） 苦情対策委員会 委員長 後藤 佑介

○苦情解決責任者 施設長 小澤 明

ききょう苑要望・苦情窓口 電話 0463-92-8101 F A X 0463-92-8107

行政機関その他の苦情受付機関

伊勢原市	介護高齢課介護保険係	所在地：伊勢原市田中 348 電話番号：0463 (94) 4711
神奈川県国民健康 保険連合会	介護保険課介護苦情相 談係	所在地：横浜市西区楠町 27-1 電話番号：0570-022110（苦情専用）
神奈川県（指定等）	高齢福祉課 保健・住 居施設グループ	所在地：横浜市中区日本大通 1 電話番号：045-210-1111 内線 4856~4859
神奈川県平塚保健 福祉事務所（指導）	保健福祉課	所在地：平塚市豊原町 6-21 電話番号：0463-32-0130
神奈川県（監査）	介護保険課 監査グル ープ	所在地：横浜市中区日本大通 1 電話番号：045-210-1111 内線 4820~4822

（利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を参照）

(記録の整理)

第 43 条

- (1) 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- (2) 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(その他運営の関する重要事項)

第 44 条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- (3) 施設サービスに関する法令及び神奈川県条例ならびに本運営規程に定めの無い運営に関する重要事項については、医療法人社団 松和会 介護老人保健施設きょう苑の運営会議において定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 23 年 7 月 24 日から施行する。  
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。